

消費者トラブル情報

～賢い消費者になるために～

悪質・高額な消火器の訪問販売にご注意ください！

例年、秋頃には火災予防運動などに便乗した悪質な消火器の訪問販売が増加する傾向にあります。

今回は消火器の訪問販売の手口と被害に遭わないための対策をご紹介します。トラブルでお困りの際は、一人で悩まず、小諸市消費生活センターへご相談ください。

問 小諸市消費生活センター

訪問販売の手口はこれだ！

- ☑ 「消防署の方から来た」などと訪問してくるが、実際は消防署とは関係のない業者
- ☑ 「交換の時期なので古い消火器を回収する」、「一般住宅にも消火器の設置が義務付けられた」などと言い、通常より高額な消火器を売りつけてくる



トラブルに遭わないポイント！

- ☑ 消防署では消火器の販売・点検・回収はしません
- ☑ 一般住宅に消火器の設置義務はありません
- ☑ あやしいと思ったらその場できっぱりと断りましょう
- ☑ 契約をしても8日以内であればクーリングオフできます

- 相談窓口 小諸市消費生活センター(市民課内) ☎ 31-5100
※土日祝日年末年始除く
警察相談専用電話 ☎ #9110
- 休日相談 消費者ホットライン ☎ 188(いやや)